

資料3

令和8年度

ニホンザル管理事業実施計画書(県実施分)

令和7年8月

宮城県環境生活部自然保護課

令和8年度ニホンザル管理事業実施計画(案)

※赤字はR7計画からの変更箇所

| R7計画 | R8計画 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 被害防除に関する目標(県全体):各市町村の目標額を集計して算出 ※管理計画に基づく目標:長期的な低減を目指すため、最低でも前年度の被害額を下回るよう、各市町村の目標額について実現可能な助言等を行う。</p> <p>(2) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による追い払い、捕獲及び研修会等の対策への補助。</p> <p>(3) 市町村における被害防止体制への支援、指導。</p> | <p>1 被害防除対策</p> <p>(1) 被害防除に関する目標(県全体):各市町村の目標額を集計して算出 ※管理計画に基づく目標:長期的な低減を目指すため、最低でも前年度の被害額を下回るよう、各市町村の目標額について実現可能な助言等を行う。</p> <p>(2) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による追い払い、捕獲及び研修会等の対策への補助。</p> <p>(3) 市町村における被害防止体制への支援、指導。</p> | <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> |
| <p>2 個体数管理</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による捕獲わなの購入及び有害捕獲等経費、捕獲(狩猟、わな設置)に関する研修会開催補助。</p> <p>(2) 群れの再評価等 これまで収集された評価データのほか、新たに分裂・合流した群れ及び評価時期の古い群れの再評価を検討する。</p> | <p>2 個体数管理</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による捕獲わなの購入及び有害捕獲等経費、捕獲(狩猟、わな設置)に関する研修会開催補助。</p> <p>(2) 群れの再評価等 これまで収集された評価データのほか、新たに分裂・合流した群れ及び評価時期の古い群れの再評価を検討する。</p> | <p>農山漁村なりわい課</p> <p>自然保護課</p> |
| <p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 活用できる補助事業等の一覧表を整理し、ホームページや各種関連会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p> <p>(3) モニタリング調査 イ 生息状況調査 現地調査及び地域住民、市町等の関係者からの聞き取りとGPS等電波発信機装着個体の追跡等により、県内に生息する群れの個体数及び遊動域の変化について、状況を把握する。</p> <p>ロ 被害状況調査 GPS等電波発信機装着個体及び属する群れの行動追跡調査を実施し、遊動域の変化や利用環境の特性等について解析を行う。</p> <p>ハ 捕獲状況調査 各市町村の捕獲個体データを収集し、状況を把握する。</p> | <p>3 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。</p> <p>(2) 活用できる補助事業等をホームページや各種関連会議で情報提供を行うことで、農地周辺の未整備森林の解消を支援する。</p> <p>(3) モニタリング調査 イ 生息状況調査 現地調査及び地域住民、市町等の関係者からの聞き取りとGPS等電波発信機装着個体の追跡等により、県内に生息する群れの個体数及び遊動域の変化について、状況を把握する。</p> <p>ロ 被害状況調査 GPS等電波発信機装着個体及び属する群れの行動追跡調査を実施し、遊動域の変化や利用環境の特性等について解析を行う。</p> <p>ハ 捕獲状況調査 各市町村の捕獲個体データを収集し、状況を把握する。</p> | <p>農山漁村なりわい課</p> <p>森林整備課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> |

| R7計画 | R8計画 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 サル対象15市町) ※ R6.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(4) 管理計画区域市町に県の調査及び群れの評価データを提供し、被害防止計画の作成や、被害対策に係る指導に対し助言を行う。特に、多頭捕獲や全頭捕獲については、隣接市町村等との連携が必要なことから、広域的な取組の実施について積極的に支援していく。</p> <p>(5) 関係隣接県(山形及び福島県)と生息(遊動域)の状況、農林作物被害状況、捕獲状況、各種管理対策について情報交換を行い、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。</p> <p>(6) 管理計画の趣旨や計画の改正内容について、市町の担当者に説明を行い、また、市町と協力して、鳥獣被害対策関連行事を通じた普及啓発を図り、安易な捕獲につながらないよう、追い上げ等諸対策の重要性の理解を高める。</p> <p>(7) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンザル部会 管理計画の内容及び新たな指標に基づく関係市町の実施計画策定とその実績について分析・評価の見直し等を行う。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 ニホンザル部会で管理計画が見直された場合は、その内容について検討し、関係者の合意形成を行う。</p> <p>(8) 林床等の屋外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について、随時情報提供を行う。</p> | <p>4 その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 サル対象15市町) ※ R7.4末時点</p> <p>(2) 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>(3) 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。</p> <p>(4) 管理計画区域市町に県の調査及び群れの評価データを提供し、被害防止計画の作成や、被害対策に係る指導に対し助言を行う。特に、多頭捕獲や全頭捕獲については、隣接市町村等との連携が必要なことから、広域的な取組の実施について積極的に支援していく。</p> <p>(5) 関係隣接県(山形及び福島県)と生息(遊動域)の状況、農林作物被害状況、捕獲状況、各種管理対策について情報交換を行い、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。</p> <p>(6) 管理計画の趣旨やR6に行った計画の改正内容について、市町の担当者に説明を行い、また、市町と協力して、鳥獣被害対策関連行事を通じた普及啓発を図り、安易な捕獲につながらないよう、追い上げ等諸対策の重要性の理解を高める。</p> <p>(7) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。</p> <p>イ 管理計画の内容及び新たな指標に基づく関係市町の実施計画策定とその実績について分析・評価の見直し等を行う。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 ニホンザル部会で管理計画が見直された場合は、その内容について検討し、関係者の合意形成を行う。</p> <p>(8) 林床等の屋外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について、随時情報提供を行う。</p> | <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>農山漁村なりわい課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>自然保護課</p> <p>林業振興課</p> |